

内閣総理大臣 岸田文雄 様
衆議院議長 細田博之 様
参議院議長 山東昭子 様

原爆被爆二世に対する被爆者援護法の適用を求める決議

全国被爆二世団体連絡協議会は、日本政府が起こした国策としての戦争の結果、広島・長崎にアメリカ軍が投下した原子爆弾に被爆した被爆者を親に持ち、親が被爆した後に生を授かった子ども原爆被爆二世（被爆二世）の団体で構成する会です。

被爆二世は親である被爆者が原爆放射線の影響に苦しむ姿を見てきましたし、自らも原爆放射線の遺伝的影響を否定できない原爆の被害者として、過去・現在の健康被害に苦しみ、そして将来の健康不安に怯えています。

当会では、1988年結成以来、長年にわたって国や国会に対して、被爆二世に対する原爆二法や被爆者援護法の適用を求めてきましたが、被爆78年を迎えようとしている今日に至っても実現していません。そのような中、2017年2月、やむなく司法の場での解決をめざし、すべての被爆二世を援護の対象とする国による立法的措置の契機とすることを目的に広島、長崎で「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟」を起こしました。およそ6年におよぶ審理を経て、昨年12月12日に長崎地裁の判決が、そして今年2月7日に広島地裁の判決が出されました。両地裁の判決は、私たちの請求を棄却する内容であり、到底納得ができず、広島、長崎ともに控訴審で争うこととなります。当会では、引き続き被爆二世に対する援護に道を拓くために頑張っていく決意を新たにしています。

さて、両地裁の判決とも、私たちの請求は棄却したものの、「原爆放射線の遺伝的影響の可能性は否定できない」ということは否定できませんでした。「放射線被害の遺伝的影響」についてはその可能性を認めたと理解できます。国はこれまで一貫して「遺伝的影響の科学的根拠はない」と主張し、被爆二世に対する援護法上の措置を拒否してきましたが、この対応が基本的に誤りであることが判決において指摘されたと受け止めるべきです。そして、国や国会は、被爆二世に対する援護についてこれまでの態度を根本的に改めるべきです。私たちは国や国会に対し、改めて、速やかに被爆二世に対し、被爆者援護法上の援護の措置を執ることを求めます。

2023年2月18日
全国被爆二世団体連絡協議会
全国被爆二世交流会参加者一同